

議案第 89 号

八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、八広  
はなみずき児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
八広はなみずき 児童館	東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号池袋 I S P タマビル 特定非営利活動法人ワーカーズ コープ 代表理事 藤田 徹	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日ま で

（提案理由）

八広はなみずき児童館の指定管理者を指定する必要がある。